

**東京都における
健康増進法に基づく
表示広告等監視指導**

**東京都福祉保健局
健康安全部健康安全課**

健康増進法第32条の2に関連した 食品表示の監視指導

1 健康増進法に基づく食品の表示の適正化及び制度の普及を目的として、収去検査を実施している。

対象：市場に流通する「特別用途食品」及び「栄養表示食品」

方法：保健所栄養指導員が店舗で収去し、表示広告等を検査している。

（栄養指導員は、食品衛生監視員を併任している。）

結果

収去した55品目中、6品目が健康増進法第32条の2に関連した
指導対象（6品目すべて「栄養表示食品」）

健康増進法第32条の2に関連した 食品表示の監視指導

2 その他、他自治体からの通報に基づく監視指導や事業者からの相談に応じた指導を実施している。

実績

他自治体からの通報に基づく指導： 1件

事業者からの相談に基づく指導： 33件

【他自治体への通報： 29件（収去6件、試買調査23件）】

「いわゆる健康食品」の試買調査

■ 健康食品試買調査

都は健康食品対策推進連絡会を設置して、法令違反の可能性が高いと思われる健康食品を購入して、表示・広告調査や成分検査を実施している。

都は、健康食品にかかわる危害の未然防止のため、健康食品に関連する施策を総合的に推進することを目的として、関係部局が連携して健康食品対策推進連絡会を設置している。

(関係6法令と所管部局)

食品衛生法、JAS法、健康増進法、薬事法 (福祉保健局)

景品表示法、特定商取引法 (生活文化スポーツ局)

試買調査結果（平成20年度）① （健康増進法第32条の2関連）

健康食品試買調査

健康食品売場、スポーツ用品店等で購入したものの112品目

インターネット等通信販売で購入したものの39品目

合計151品目中、

23品目が健康増進法第32の2に関連した指導対象

（例）「関節痛、骨粗しょう症予防に」

「体脂肪、糖分の気になる方のために・・・」

「筋肉へのアミノ酸デリバリーを最大限まで高めます」

試買調査結果（平成20年度）②

目 的	食品衛生法	JAS法	健康増進法	景品表示法	薬事法
ダイエット効果	1	14	8	9	2
健康茶	0	10	4	4	5
筋肉増強	0	9	10	1	4
関節機能の維持・改善	0	8	6	0	2
排尿障害の改善	1	5	4	0	1
酸素・水素の摂取	1	4	2	4	3
子供の成長促進	1	8	3	1	0
めまい・耳鳴りの改善	0	1	0	1	1
生活習慣病の改善	0	1	4	0	1
消臭効果	0	2	1	0	1
男性機能向上	1	3	1	1	1
その他の機能	5	17	12	5	5
合 計	10	82	55	26	26